

和歌山県建設業協会 会長 様

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課長
(公 印 省 略)

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術単価の改定について

和歌山県県土整備部発注の公共工事及び委託業務（測量、調査及び設計等）の予定価格の積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について、国土交通省の改定に合わせ、令和8年3月1日から改定しますのでお知らせします。

貴会会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

○公共工事設計労務単価について

- ・全職種単純平均で前年度比3.3%引き上げ（和歌山県単価）（別紙1参照）
- ・平成25年度の改定から14年連続の引き上げ

○設計業務委託等技術者単価について

- ・全職種単純平均で前年度比4.3%引き上げ（全国共通単価）（別紙2参照）
- ・平成25年度の改定から14年連続の引き上げ

～関連する措置～

・公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

令和8年3月1日以降に契約を行う工事及び委託業務のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を用いて予定価格を積算しているものについて、新労務単価及び新技術者単価に基づき契約変更できることとします。

・賃金等の変動に対し、インフレスライド条項を適用【工事のみ】

賃金等の急激な変動に対処するため、残工期が2ヶ月以上あるものについて、残工事の請負代金額に対し、旧労務単価に基づく請負代金額を新労務単価に基づく請負代金額に契約変更できることとします。

(ただし、残工事の請負代金額の1%に相当する金額を超える額とする。)

※契約変更を希望される場合は、速やかに監督員と協議をお願いします。

担当
技術調査課 技術基準班
TEL 073-441-3083 内線 3083
メール e0811002@pref.wakayama.lg.jp